



中間貯蔵施設の進捗状況について

平成27年12月
環境省水・大気環境局

中間貯蔵施設に係る経緯

時期	内容
平成23年 10月	環境省が<u>中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)</u>を策定・公表。 ※ロードマップの主な内容 ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として 施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
平成25年 12月	<u>福島県及び大熊町・双葉町・楢葉町に中間貯蔵施設の受入を要請。</u> (併せて、フクシマエコテッククリーンセンターの活用を要請。)
平成26年 2月～3月	2月に、福島県知事から国に、中間貯蔵施設の大熊・双葉両町への集約等について申入れがあり、<u>3月に国が両町に集約すること等を回答。</u>
9月	<u>福島県知事から、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長は知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達。同時に県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた。</u>
10～12月	県外最終処分の法制化等に対応する「<u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)</u>」の改正案を10月に閣議決定し、国会提出。 <u>11月成立、12月施行。</u>
平成27年 2月8日	福島県に対し、<u>搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明。</u>
2月25日	<u>福島県知事・両町長から、搬入を受入れる旨伝達。両町長から搬入開始を3月12日以降にすること等の申入れ。福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結。</u>
3月～	<u>3月13日に大熊町、25日に双葉町の仮置場から搬入を開始。以降、順次搬入実施。</u>

中間貯蔵施設とは

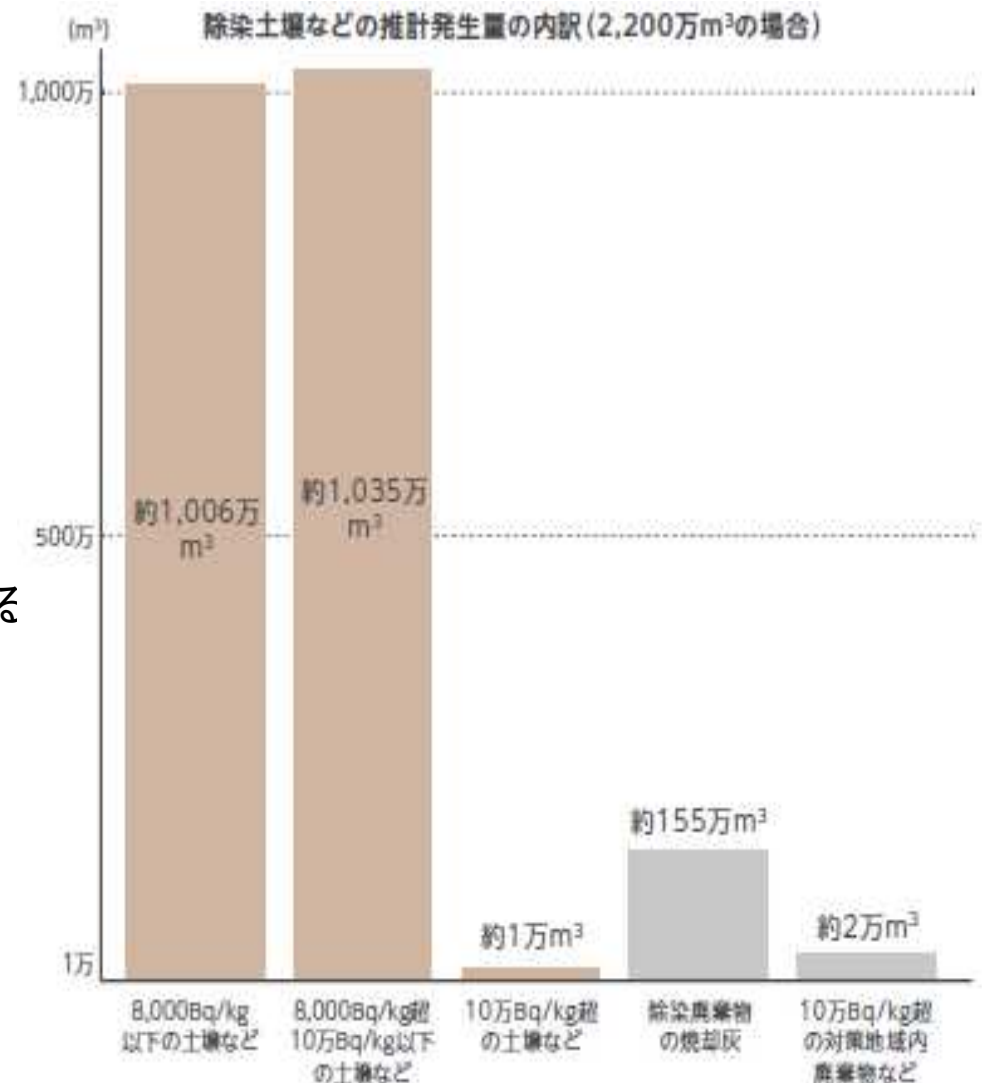
- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)
※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。



2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等



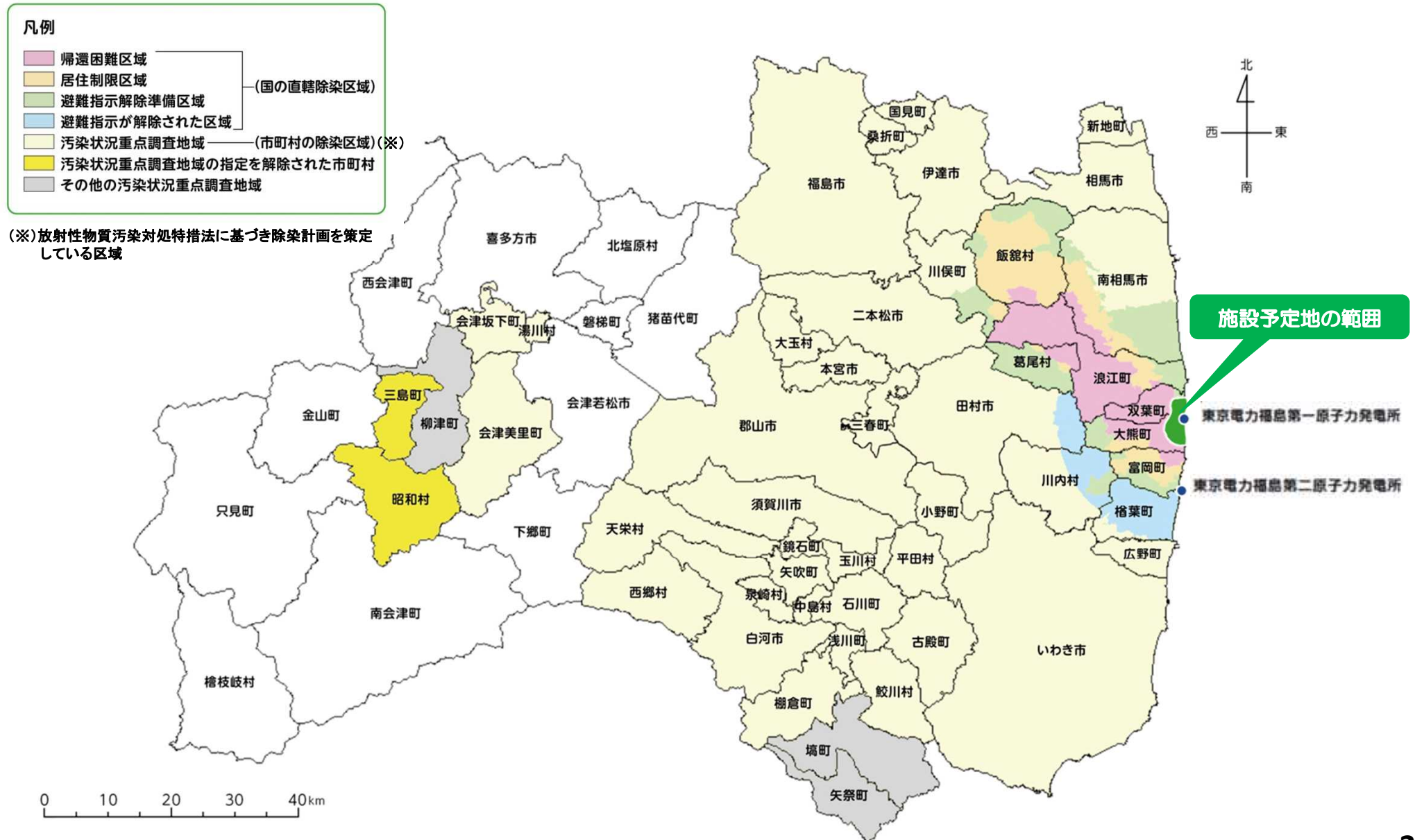
(参考)

福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万m³と推計。

(参考:東京ドーム(約124万m³)の約13～18倍に相当)

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記のほか、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係



パイロット(試験)輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット(試験)輸送】

- 大量の除染土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、概ね1年間程度実施。
- パイロット(試験)輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- 各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

- 目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。
- 保管容量：合計5万m³程度
(第一弾) 大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第二弾) 大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第三弾) 大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度
- 保管量(平成27年12月17日時点)
 - 大熊町保管場：17,639 m³
 - 双葉町保管場：11,788 m³ 計29,423m³※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値
- スクリーニング結果
 - 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への定置作業



スクリーニング作業

パイロット輸送の状況

(平成27年12月17日時点)

パイロット輸送を開始した31市町村(うち26市町村は終了)	大熊工区				双葉工区					
	地域	市町村	輸送開始	輸送完了	地域	市町村	輸送開始	輸送完了		
	浜通り	大熊町	3／13	4／7	浜通り	双葉町	3／25	4／14		
		富岡町	5／26	6／6		浪江町	6／23	8／4		
		川内村	6／8	7／10		葛尾村	6／26	8／6		
		広野町	6／22	7／10		楢葉町	6／30	9／25		
		いわき市	9／1			南相馬市	11／11	11／28		
	中通り	田村市	4／10	5／25		飯舘村	11／11	12／11		
		棚倉町	7／18	8／4		新地町	12月頃			
		浅川町	8／19	8／28		相馬市	12／7			
		平田村	9／25	10／2	中通り	郡山市	7／27	9／9		
		古殿町	10／6	11／3		川俣町	11／2			
		鮫川村	10／19	10／22		三春町	11／2	11／19		
		白河市	11／5	11／20		伊達市	11／17	12／3		
		玉川村	11／10	11／28		須賀川市	11／30			
		天栄村	11／24	12／10		福島市	12／1			
		西郷村	12／4	12／16		※積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく等の方針。 ※上記方針に基づき、福島県と連携しながら、関係市町村等と調整し、順次実施予定。				
	会津	会津美里町	9／8	9／28						
		会津坂下町	10／1	10／16						
		湯川村	10／26	11／7						
今後開始する市町村	中通り地域	石川町	鏡石町	国見町	矢吹町	泉崎村	中島村	桑折町	大玉村	小野町
		二本松市	本宮市							

6

パイロット(試験)輸送に当たっての主な安全対策

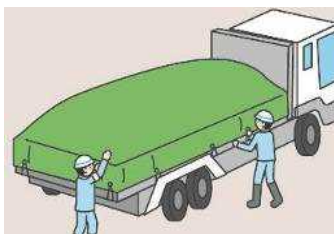
① 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壌等を入れた大型土のう袋等に中身や重量などが分かるタグ(札)を付け、全数管理。
- 輸送車両の輸送状況をGPS(※)を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応。
※ GPS: 数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、現在位置を知るシステム
- 上記情報を環境省とJESCOが一元的に管理し、安全な輸送を実施。



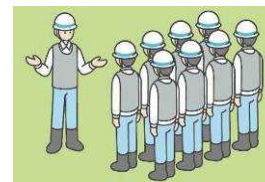
② 除染土壌等の飛散流出防止対策

- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込み。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止。



③ 運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高める。



④ 輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置することにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底。

急カーブ注意

交通安全厳守

安全運転厳守

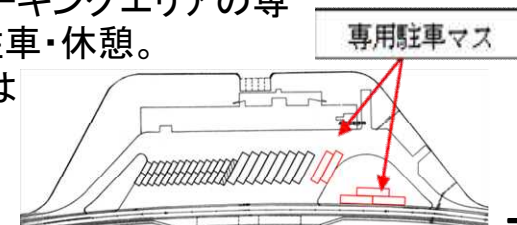
⑤ 保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底。



⑥ 輸送車両は、専用の駐車マスで休憩

- 高速道路を利用した輸送では、差塩パーキングエリア及びならはパーキングエリアの専用マスにて輸送車両は駐車・休憩。
- 輸送車両の利用時間帯は監視員を配置。



地権者の状況について

平成27年11月30日時点

【地権者】

土地所有者・建物所有者

登記記録 2,365人 ※1

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増加

連絡先を把握している地権者 現在の把握数 約1,350人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1,380ha(うち、公有地(国、県、町等の所有地)等の面積は、約330ha)となっている。全体面積(約1,600ha)に対して、約85%となっている。

土地のみを所有している方
約230人

建物等を所有している方
約1,120人

個別訪問している方等 約1,170人

土地のみ:約200人

建物等を所有:約970人

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数
約870件

現地調査済 約740件

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額提示～説明を継続

契約実績 22※2 契 約

※2 土地のみ:15件、建物等あり:7件。土地売買:18件、地上権設定:4件。

連絡先を把握できていない地権者 約1,010人

戸籍、住民票情報等
により、連絡先確認

死亡されている方等
約900人

・死亡されている方:約560人

・登記記録の所有者の記載が
氏名のみ 約190人

・登記名義人が戸籍に該当なし
約160人

詳細について
確認

対応策に
ついて検討

郵送や電話連絡への応答がない方
約110人

(注) 数値については概数であるため、合計と一致しない
場合がある。

中間貯蔵施設にかかる地権者説明の加速化プラン

加速化プランとして、以下の取組を実施し、これからも地権者への丁寧な説明を継続し、用地取得の促進を図っていく

1 作業状況の可視化と作業のスピードアップ等

①現在の作業状況と提示見通しの地権者へのお知らせ

○個別訪問後に連絡が来ないとの声に応えるため、連絡先を把握している全ての地権者に手紙を発送し、

(1)現在の作業状況

(2)今後の作業の見通し(6月までに物件調査を終了した方には来年1月までに、9月までに終了した方には今年度内に、物件調書の確認や補償内容の説明を行うことを目標)【対象:約500人】

(3)個別具体の質問等には県内4ヶ所の相談室やフリーダイヤルでも対応することをお知らせする

○個別訪問済の地権者に必要に応じ電話連絡をし、できる限り具体的に現在の作業状況を伝えるなど、フォローを一層徹底する

②補償額算定作業のスピードアップ

○帰還困難区域という特殊性を反映した算定要領をマニュアル化し、今後これを反映した算定システムを活用し、補償額算定方法の統一と作業のスピードアップを図る

(今後の目標:調査着手から納品まで3ヶ月程度を目指す(標準的な物件))

③連絡先不明の地権者への働きかけ

○戸籍情報等による確認を進めつつ、新聞広告等を通じ、環境省に連絡をいただけるよう呼びかける

2 体制の更なる増強

環境省職員等の増員

○28年度用地職員定員要求(24名)の確保とともに、1／1の追加採用も含め、用地経験のある職員の確保に向けた関係省庁等各方面への更なる働きかけ

○補償額のチェックを行う作業従事者の増員(10月末時点10名→12月約20名)

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。 (座長)細見 正明 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門 教授

検討内容

減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 分級システム実証事業の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。